

八頭町老人クラブ連合会女性部運営規程

第1条 この規定は、八頭町老人クラブ連合会規約第2条に基づいて設置した女性部に関して必要な事項を定める。

第2条 女性部は、町内各単位老人クラブの女性会員をもって組織する。

第3条 女性部は、町連合会及び支部の目的達成のための事業・活動の推進に、その特性を活かして寄与するとともに次の事業を行う。

- (1) 部員の研修・親睦に関すること。
- (2) 健康増進活動、友愛活動及び奉仕活動に関すること。
- (3) その他目的達成に必要なこと。

第4条 女性部に次の役員を置く。

部長 1人 ・ 副部長 2人 ・ 委員

ただし、この役員は、町連合会及び支部の役員を兼任することができる。

2 役員は、次のとおり選出する。

- (1) 部長・副部長は委員の互選とする。
- (2) 委員は、各支部で選出する。
(総数は12名以内とする。)
- (3) 役員の任期は2年とし、補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。
ただし、再任を妨げない。

第5条 女性部の運営及び事業は、連合会長並びに支部長の指導を得てこれを行い、部長が統括して業務の執行に当たるものとする。

附則 この規定は、平成19年5月10日から施行する。
この規程は、平成25年2月13日から施行する。
この規程は、平成27年4月7日から施行する。
この規程は、令和3年4月9日から施行する。
この規程は、令和4年4月5日から施行する。